

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第18号

会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年香川県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第 2（第 5 条関係）

経歴		換算率
<u>国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）</u>	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		略
略		

改正前

別表第 2（第 5 条関係）

経歴		換算率
<u>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間</u>	<u>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</u>	10割以下
	その他の期間	8割以下（部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、10割以下）
<u>民間における企業体、団体等の職員としての在職期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</u>	8割以下
	<u>その他の期間</u>	2割5分以下（部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下）
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		略
略		

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。